

保険医療機関

当院は中四国厚生局の指定を受けた保険医療機関です。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~ 12:00	●	●	●	—	●	●	—
14:00~ 18:30	●	●	●	—	●	—	—
13:00~ 16:30	—	—	—	—	—	●	—

※月～水・金曜日の14:00～15:30は予防接種、健診
土曜の13:00～14:30は予防接種、健診

※休診日：木・日・祝日・年末年始

院長の学会などで臨時休診する場合には事前に
ホームページ等でお知らせいたします。

院長：佐野 さの 仁志 ひとし



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

施設基準一覧

当院は以下の診療報酬施設基準を整備し、
中四国厚生局に届出をした上で算定しております。

基本診療料

- ✓ 夜間・早朝等加算
- ✓ 時間外対応体制加算3
- ✓ 機能強化加算
- ✓ 外来感染対策向上加算
- ✓ 一般名処方加算
- ✓ 特定機能病院等紹介患者受入加算
- ✓ 電子的診療情報連携体制整備加算1

医学管理等

- ✓ 小児外来診療料
- ✓ 小児かかりつけ診療料2
- ✓ 小児抗菌薬適正使用支援加算

その他

- ✓ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

夜間・早朝等加算

当院は月～金曜の9：00～12：00、14：00～18：30
土曜の9：00～12：00、13：00～16：30を診療時間と
定めております。

木曜・日曜・祝日は休診日となります。

厚生労働省の規定により、平日18時以降・土曜12時
以降は、予約診療であっても「夜間・早朝等加算」
(初・再診時50点)が適応されます。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

時間外対応体制加算

当院は「かかりつけ医」としての取組みを行っており、再診時に「時間外対応体制加算3」（4点）を算定させていただきます。

通院されている患者さまに対して時間外に緊急の相談がある場合に可能な限り対応できる体制を整えております。

※時間外対応体制加算の「時間外」とありますが、これは時間外のクリニックの診療体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者さまが対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として、「機能強化加算」（初診時80点）を算定しており以下の取り組みを行っております。

- 受診されている他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な頓服管理を行います。
- 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 福祉、保健サービスに係る相談に応じます。
- 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

外来感染対策向上加算

当院では「外来感染対策向上加算」（初・再診時関わらず月1回6点）を算定するにあたって以下のような取り組みを行っております。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- 感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応いたします。
- 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、院内感染対策を推進していきます。
- 基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、
また令和6年10月より後発品のある先発品を患者さま
のご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担
が発生する制度が導入されています（医療上の必要性
がある場合は除く）。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供
されるよう、国の推進する一般名処方を実施しており
ます。一般名処方とは、商品名ではなく有効成分が同
一であれば薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能と
する方法です。

一般名処方加算1は後発医薬品のある全ての医薬品が
一般名処方されている場合に8点、一般名処方加算2は
1品目でも一般名処方されていたものが含まれる場合
に6点を初・再診時に算定されます。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合も
ありますこと、あらかじめご了承ください。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

特定機能病院等紹介患者受入加算

当院では他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちの患者様を対象とした診療体制を整備しており、「特定機能病院等紹介患者受入加算」（初診時60点）を算定しております。

紹介状をお持ちいただくことで、患者さまのこれまでの診療情報を踏まえた適切で円滑な医療の提供が可能となります。

当院では、地域の医療機関と連携し、適切な役割分担のもと、質の高い医療の提供に努めております。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では「電子的診療情報連携体制整備加算1」（月1回15点）を算定しており、医療機関間で診療情報を電子的に共有・活用できる体制を整備しております。

これにより、患者さまの同意のもと、他の医療機関での診療情報や検査結果、処方内容等を迅速に確認し、より安全で質の高い医療の提供に努めております。また、重複する検査や投薬の回避、診療の効率化を図ることで、患者さまの負担軽減にもつながるよう取り組んでおります。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児外来診療料

当院は、中四国厚生局へ小児外来診療料の届出を行っております。

小児科を標榜する医療機関で、6歳未満の患者さまに対し診療を行った場合に算定しております。

《処方箋を交付する場合：保険薬局で調剤する場合》

- 初診時：604点
- 再診時：411点

《処方箋を交付しない場合：院内投薬する場合》

- 初診時：721点
- 再診時：529点

※2026年6月時点

小児科外来診療料は、患者さまの年齢や疾患によって個別に診療内容を評価する出来高方式とは異なり、一律の点数を請求する包括方式です。

院長：佐野 さの 仁志 ひとし



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児かかりつけ診療料2

当院は次の取り組みを行っております。

- 急性疾患を発症した際の対応の仕方、アトピー性皮膚炎や喘息等の疾患の管理等について、かかりつけ医としての療養上必要な指導及び診療
- 他の医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用し患者さまの受診医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等
- 患者さまの健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導、ご家族からの健康相談への対応
- 患者さまの予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導
- 発達障害の疑いがある患者さまの診療及びご家族からの相談への対応、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等
- 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談への対応

《処方箋を交付する場合》

- 初診時：641点
- 再診時：447点

《処方箋を交付しない場合》

- 初診時：758点
- 再診時：565点

※2026年6月時点

院長：佐野 さの 仁志 ひとし



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に抗菌薬の適正な使用の啓発に資する取り組みを行っております。

小児の風邪や急性胃腸炎の場合は、ほとんどがウイルスの感染によるものです。

抗生剤は細菌には効果がありますが、ウイルスには全く効果がありません。

よって風邪などで受診した初診の6歳未満のお子さんで診察の結果、抗菌薬の投与の必要性がないとして医師から説明を受けられた場合に月1回を上限として80点を算定しております。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

外来・在宅ベースアップ評価料

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するため、
当院では2025年4月より外来・在宅ベースアップ評価料
（初診時23点、再診時6点）を算定しております。

これにより患者さまの診療費のご負担が上がる場合が
ございますが、これはスタッフの賃上げに全て充て
られます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

院長： さの 佐野 ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック